主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告の趣旨ならびに理由は別紙(一)および(二)記載のとおりである。 東京地方裁判所昭和四三年(ヨ)第一一、四二九号船舶仮差押申請事件、横浜地 方裁判所川崎支部昭和四三年(ヲ)第五〇六号船舶碇泊ならびに監守保存命令申請 事件、同支部昭和四三年(ケ)第七八号、第八二号各船舶先取特権に基づく外国船 舶競売事件、同支部昭和四三年(ヲ)第五二四号船舶監守保存命令申請事件ならび に本件各記録によれば、

ところで、原仮処分決定は抗告人の申請により金八〇〇万円の保証を立てることを条件に右競売手続を停止するとともに、抗告人のその余の申請、すなわち本件船舶の運行を許す旨の申請を却下したのであるが、これに対し抗告人は原決定が右申請を却下したのを不服とし本件抗告に及んだものである。そして抗告人は相手方主張の債権のうち本件船舶に対する先取特権により担保される債権の範囲を争つているわけであるが、そのうち金二四、一七三、〇六二円の債権については相手方が本件船舶につき先取特権を有することを自認しているのであるから、右競売手続の開始をもつて違法といいえないことは明らかである。

〈要旨〉抗告人は、その自認する右金額に相当する額の保証を立てしめることにより運行を許す仮処分がなさるべき〈/要旨〉であると主張する。しかし、競売法第三九条により準用される民事訴訟法第七一九条によれば、差押船舶の運行は総び航行との事立によってのみ許されるのであって、その趣旨にもたび航行とその後の執行は極めて困難となり、執行手続の取消にも等して、右規定いるそのといわばないが、与とするものといわざるをはいから、本件は反処分手続いても規定いるもしに結果を得ようとするものといわざるを見にしても見に結果を得ようとするものといわざるを見にしても軽々に差押船舶の運行を許すべきとも、かり事由にも正めるようなに基本である場合にのよいである。とは解して、他にかようないの事情がある場合にのおいるであることは、冒頭掲記の各記録によるも、とは解して、資料は存しない、抗告人の本件船舶の運行を許す旨の仮処分申請は理由がない。

よつて、これと結論を同じくする原決定は相当であつて、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとし、抗告費用につき民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 弓削孟)